

令和2年6月30日

主文

後記「事実」欄第3の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 事案の概要

本件は、請求人が、厚生労働大臣に遺族厚生年金の裁定を請求したところ、生計を維持されていたとは認められないとして遺族厚生年金を不支給とする処分がされたことを不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）の老齢厚生年金の受給権者であった亡A（以下「A」という。）が平成〇年〇月〇日に死亡したため、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「遺族の範囲には該当するが、死亡した者によって死亡当時生計を維持していたものと認められないため」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨

（略）

理由

第1 問題点

1 厚生年金保険の被保険者であった者で厚年法第58条第1項第4号に該当するもの（以下「適格死亡者」という。）の配偶者で、当該死亡の当時適格死亡者によって生計を維持したのものには、遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた配偶者で、年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得（以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。）を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている（厚年法第59条第1項及び第4項、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。))。

2 本件の場合、Aが、その死亡の当時適格死亡者であったこと、請求人と戸籍上婚姻の届出をした夫婦であり、Aの死亡の当時、請求人が、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては、当事者間の争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が、Aの死亡の当時、Aと生計を同じくしていた者であると認められるかどうかである。

第2 当審査会の判断

1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。

(1) Aは、請求人と昭和〇年〇月〇日に婚姻した。Aと請求人の婚姻関係は、平成〇年〇月〇日にAが死亡するまで継続していた。

(2) 戸籍の附票及び住民票（除票）によれば、Aは、昭和〇年〇月〇日に〇〇市の住民となり、昭和〇年〇月〇日に同市〇〇 〇-〇-〇（以下「a宅」という。）に住所を定め、平成〇年〇月〇日に同市〇〇 〇-〇-〇 〇〇 〇〇（以下「b宅」という。）に転居

し、平成〇年〇月〇日にb宅より同市〇〇 〇-〇-〇(「グループホーム〇〇」の住所地である。)に転居し、死亡時まで住所を変更していない。

- (3) 戸籍の附票及び住民票によれば、請求人は、昭和〇年〇月〇日に〇〇市の住民となり、昭和〇年〇月〇日にa宅に住所を定め、平成〇年〇月〇日にb宅に転居し、平成〇年〇月〇日にb宅より同市〇〇 〇-〇-〇 特別養護老人ホーム〇〇に転居し、平成〇年〇月〇日に同市〇〇町〇〇 〇 社会福祉法人〇〇に転居し、現在に至っている。

- (4) 請求人が提出した、〇〇市〇〇 〇-〇-〇在住のBが証明する「生計同一関係に関する申立書」(証明日：平成〇年〇月〇日付け)には、以下のとおり記載されている。

① 別世帯になっていた理由：平成〇年〇月〇日台所で転倒し、腰椎の圧迫骨折により、c病院に入院する(120日)その間に動けなくなり、腰や足が褥瘡により介護4になり、特別養護老人ホームにお世話になる事となった。

② 同居についての申立(別居していたこと理由)：介護サービスを受けながら一人暮らしをしていましたが、食事を何度も取るようになって、H〇年〇月中旬にグループホーム〇〇に入所する事とした。

③ 経済的援助についての申立

⑦ 経済的援助の有無：なし

⑧ その回数：記載なし

⑨ 経済的援助の内容：同居時にAの年金で生活していた為に請求人の年金はほとんど貯金していたので助かりました。請求人は特老入居のおかげで利用負担が少なく年金で賄えた。しかし介護4から、徐々に介護1となり、今後要支援になると特老を出なければならずグループホームに入居となると金銭的に不安がある。

④ 定期的な音信・訪問についての申立：

⑦ 音信の手段：請求人とAの弟妹を通して

⑧ 訪問回数：年7～8回程度

⑨ 音信・訪問の内容：請求人の特老で家族訪問の期間に送迎でもらえるので2人を連れて食事に行っていた。主(注「重」は誤記と認める。)に請求人の弟妹が、特老とグループホームを見舞っていた。請求人は妹がAは弟がそれぞれの預金通帳を預っていた。Aのグループホームの支払が年金では足りなくて借入していると言われていた。

- (5) 請求人が提出した生計維持・同一にかかる申立書(平成〇年〇月〇日付け。請求人の妹Cが代筆。)には、以下のとおり記載されている。

① (D)様(注：請求人)は(A)様から金銭による経済的援助をうけられていましたか。

はい

1 どれくらいの頻度で受けられていましたか。

不定期(不足した時)

2 一回あたりの金額：〇〇, 〇〇〇円～〇〇〇, 〇〇〇円

3 受取方法：その他(預金通帳から引き出していた)

4 最後に経済的援助を受けられたのはいつごろですか。

平成〇年〇月頃

② (A)様より金銭以外の援助があった場合は、以下にご記入ください。

姉を見舞った時の食事代は義兄が支払っていました。姉(D)の叔母、弟妹義兄と行っていました。

③ (A)様がお亡くなりになった時の(D)様の1ヶ月あたりの生活費についておおまかで結構ですので、収支状況の内訳をご記入下さい。

【収入】

D様年金・収入：〇〇, 〇〇〇円

A様からの援助：〇〇, 〇〇〇円

【支出】

食事：〇〇, 〇〇〇円

光熱費：(特養老利用料金)

医療費：〇〇〇円

(カット代)費：〇, 〇〇〇円

(雑)費：〇〇, 〇〇〇円 化粧品、健康食品、衣類

- ④ (A)様からの経済的援助が(D)様の生活の基盤となっており、必要不可欠であったため、現在の生活に影響が生じている場合はその内容を詳しくご記入願います。

夫婦の共同通帳より一定額を引き出しDの口座へ預け入れています。しかし残高も減る一方でいつかは底をつきます。特老に入居出来ているので毎月の利用料が〇〇, 〇〇〇円程度ですが、これもいつまで続くかわからず特老でなくなると〇〇万円以上の利用料となります。

欄外に(出納帳、Eよりもらった預かり金等台帳写しを添付します。)と付記されている。(注：「出納帳」及び「預かり金等台帳」は添付省略。)

- ⑤ (A)様は生命保険に加入されましたか。
いいえ
- ⑥ 他の制度から遺族給付が支給されていますか。
いいえ
- ⑦ その他お知らせいただくことがありましたらご記入下さい。

Aより直接現金を預ったのは、H〇. 〇. 〇日が最後ですが、その後は、夫婦共同通帳(d銀行)より随時必要な分を引き出しておりました。二人共高齢であり、Dは、入院が必要な状況でAは認知症が進み、一人で生活が出来なくなった。グループホームへ入居したが、利用料が高額の為やりくりが大変だった。Dの収入だけでは、生活するには足りず、不足額をd銀行より補てんしている状況です。預金は必ず底をつきます。

特老もいつまで入居できるかわかりません。A家のお寺の費用等支出も増えます。今後の生活が不安で夜も寝れません。(代筆：C)

- (6) 請求人が提出した生計維持・同一にかかる申立書(証明日：平成〇年〇月〇付け。請求人の妹Cが代筆)には、以下のとおり記載されている。

- ① ご夫婦共同通帳は(A)様(D)様どちらの名義になっていましたか。
D様
- ② 共同通帳は(D)様の年金を主に貯金していらっしゃるたのことでしたが、(A)様より入金はありましたか。
ない
- ③ ご夫婦共同通帳より(D)様と(A)様の出金はありましたか。
お二人とも
- ④ ご夫婦共同通帳の目的について教えてください。

老後の生活の為に貯金目的で作った通帳です。施設に入居する前は、Aの年金で主に生活をしていた為、Dの年金をほぼ貯めていました。

- ⑤ 施設入所等でお二人が住所を別にされるまでのご夫婦共同通帳のおおよその残高をご記入ください。
〇〇〇, 〇〇〇円
- ⑥ その他お知らせいただくことがありましたらご記入下さい。

Aは、大変賭博が好きで、有り金は、全て使ってしまう性格でした。その為A名義の通帳は、作らずに貯蓄目的の通帳の名義はDにしておきました。

- 2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定に関して、本件通知は、生計維持認定対象者が死亡した者の配偶者であり、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者による生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要がある(ただ

し、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない。)としている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること。

(2) 前記1の事情及び本件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 請求人とAは、昭和〇年〇月に婚姻し、同居して生活してきたが、請求人夫婦はAが働いていたときはその収入で生活し、Aが年金生活となってからは、主に同人の年金で生活していた。

イ 平成〇年〇月、請求人は台所で転倒して骨折し、長期間入院した結果、介護4の状態となつてしまい、平成〇年〇月、a宅近くの特別養護老人ホームに入った。Aは、a宅で一人暮らしとなったが、痴呆が進行したため、平成〇年〇月、グループホーム〇〇に入った。その後、請求人は、平成〇年〇月、〇〇市内の別の特別養護老人ホームに移り、現在に至つた。

ウ この間、請求人については、その妹が請求人の金銭管理等の世話をし、Aについては、その弟がAの金銭管理等の世話をしてきた。請求人が要した特別養護老人ホームの費用等は、請求人の年金と貯金で賄い、Aが要したグループホームの費用等

は、同人の年金及び借入金で賄った。請求人とAは、施設の家族訪問サービスを利用して食事を共にすることもあり、弟妹を通じて音信があった。

上記の事実関係に照らせば、請求人とAは、請求人が施設に入るまでは長年にわたり夫婦同居の生活をし、家計を一にしていたことが明らかである。その後、夫婦が別々の施設で生活することとなり、それぞれの年金収入で費用を賄う形となったが、これは介護を必要とする経緯がもたらした結果であつて、夫婦の関係が破綻したわけではないし、身内の者らの協力で、なお夫婦間の疎通もあつたものである。社会的にみれば、このような高齢の夫婦の生活形態は、通常の夫婦の在り方の一つといえることも考え併せると、本件の事情の下においては、請求人夫婦は、なお従前の共同生活の延長にあるものとして、生計維持の関係があると認めるのが相当である。

(3) 以上のとおり、請求人は、Aの死亡の当時、同人によって生計を維持したものと認めるのが相当であり、これと異なる原処分は取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。